

# 横浜市事業評価会議の構成員謝金支給要領

制定 平成 23 年 7 月 20 日総し第 114 号（局長決裁）

（趣旨）

第 1 条 この要領は、横浜市事業評価会議開催要綱第 10 条に規定する構成員の謝金について、定めるものとする。

（謝金）

第 2 条 横浜市事業評価会議に参加する構成員については、1 テーマ 1 会議につき 4,500 円（交通費を含む）とする。また、進行役については、1 テーマ 1 会議につき 5,500 円（交通費を含む）とする。

2 ただし、横浜市事業評価会議開催要綱第 6 条に規定する「禁止事項」に該当する行為を行い、会議の途中等に事務局が構成員としての資格を取り消した場合については、原則、謝金を支給しないこととする。

附則

（施行期日）

1 この要領は、平成 23 年 7 月 20 日から施行する。